

介護老人福祉施設 清風会さくら

利用料金一覧

平成28年 3月現在

1カ月の料金=30日で計算 (単位:円)

区分	介護保険1割負担分			+	介護職員 処遇改善加算(I) 5.9%増	+	実費負担分			→	ご利用料金		
	利用料金	+	加算合計				食費	+	居住費		1日	1ヵ月	
第1段階	介護度 1	625			40		300	+	820	→	1,851	55,530	
	介護度 2	691			44						1,921	57,630	
	介護度 3	762	+	66	+	48						1,996	59,880
	介護度 4	828			52						2,066	61,980	
	介護度 5	894			56						2,136	64,080	
第2段階	介護度 1	625			40		390	+	820	→	1,941	58,230	
	介護度 2	691			44						2,011	60,330	
	介護度 3	762	+	66	+	48						2,086	62,580
	介護度 4	828			52						2,156	64,680	
	介護度 5	894			56						2,226	66,780	
第3段階	介護度 1	625			40		650	+	1,310	→	2,691	80,730	
	介護度 2	691			44						2,761	82,830	
	介護度 3	762	+	66	+	48						2,836	85,080
	介護度 4	828			52						2,906	87,180	
	介護度 5	894			56						2,976	89,280	
第4段階	介護度 1	625			40		1,380	+	1,970	→	4,081	122,430	
	介護度 2	691			44						4,151	124,530	
	介護度 3	762	+	66	+	48						4,226	126,780
	介護度 4	828			52						4,296	128,880	
	介護度 5	894			56						4,366	130,980	

加算合計には、栄養マネジメント加算(14)、夜勤職員配置加算(27)、看護体制加算(19)及びサービス提供体制加算(6)が含まれています。

また、ご利用される方の状態によって、他の加算が加わる場合があります。その他、教養娯楽費150円/日、事務管理費1,500円/月をいただきます。実費負担分については、医療費、理美容費など利用状況により費用がかかります。

※被爆者健康手帳をお持ちの方は、介護保険一割負担は必要ありません。

【所得による負担限度額認定について】

所得によって、負担軽減の為に支払い限度額の上限を定める負担限度額認定を受ける事ができます。
(お住まいの市区町村役所で申請手続きが必要です。)

限度額認定の基準(1~3段階までが負担限度額認定対象となっています。)

1段階	・本人及び世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方。 ・生活保護等を受給されている方
2段階	本人及び世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が、年間80万円以下の方
3段階	本人及び世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が、年間80万円を超える方
4段階	上記以外の方

※追加要件

①配偶者が市区町村民税を課税されていない。

②預貯金の合計が、配偶者がいる方:合計2,000万円以下、配偶者がいない方:1,000万円以下